

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市弁当調達要項

(目的)

第1条 この要項は、長浜市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。)に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が実施するものとする。

(弁当調達計画)

第3条 弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

(弁当の種類)

第4条 弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

(調達期間)

第5条 調達期間は、斡旋弁当にあつては大会の開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

(弁当の料金)

第6条 弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下、「県実行委員会」という)が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

(弁当調製施設の指定)

第7条 弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会(以下「部会」という。)において選定し、宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

(指定取り消し)

第8条 指定取り消しは、前条の規定により受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

(弁当引換所の設置及び運営)

第9条 弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

(準用)

第10条 第2条から前条までの規定は、長浜市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

(補則)

第11条

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行うものとする。
- (2) わたSHIGA輝く障スポにおける弁当調達業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。